

講義 物権・担保物権法

〔第2版〕

安永正昭 著

2014年11月刊 / 509頁 / 本体 3800円+税
A5判 / 上製



Book Information

編集
担当者
から

本誌の連載「入門講義 物権・担保物権法」を記憶している方はいらっしゃるでしょうか。2006年から2年間、安永先生に連載していただき、そして2009年にこれをまとめた『講義 物権・担保物権法』が刊行され、5年を経て第2版の誕生となりました。

物権法と担保物権法を1冊で学ぶことができると好評の本書、判例を重要視して本文の中にとりこみながら、書体を変えることで見つけやすくする方針には変更ありません。改訂のポイントは以下のとおりです。①初版刊行以降の5年間の新判例・議論をフォローした。②安永先生が法科大学院でご講義されてきた中で、説明を付加する必要性が感じられたところを補充された。その他、さらに分かりやすい解説にすべく、工夫をした。

青い帯だった初版から、赤い帯の第2版に。2015年の始まりは、ぜひ本書の衣替えからスタートしてください。(AO)

Point!

P 判旨は丸ゴシック体で。1歩進んだ内容は網掛け部分で!

168 第8章 所有権

⑴ 使用貸借契約の推認 もっとも、最判平成8年12月17日(民集50巻10号2778頁)は、Aが被相続人Mの生前にその承諾を得て同居してきたときは(通常はそうである)、遺産分割までは無償で使用できるという。判旨はこれを、MA間にMの死後も遺産分割まではAに無償で使用せよとの合意があると推定できるとし、Mの死後遺産分割まではMの地位を承継した他の相続人を賃主とする使用貸借関係(無償使用関係)が存続するからと根拠づける。

■最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁

【動産の推定】 バイク店を営むMが死亡し、その遺産中に店舗である建物と敷地(甲不動産)がある。相続人のうちYが2名(持分2/2)は、Mの生前事業の中心的存在であり、M死亡後この甲不動産に居住している。遺産分割の時点で、他の共同相続人Xら(多数持分無効)が、Yを相手に、甲不動産について資料有無の発払請求(不正利益返還請求)をした。原審はこの請求を認許、Yらが上告。確定判決。

【判旨】 「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右同居の相続人との間において、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により右建物の所有関係が継続的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを賃借で使用させる旨の合意があったものと推定されるのであって、被相続人が死亡した場合は、この前記の少なくとも建物の推定するまでは、被相続人の意思を承継した他の相続人が賃主となり、右同居の相続人を賃主とする右建物の使用貸借関係が存続することとなるものというべきである。ただし、建物が右同居の相続人の居住の用に供するものである場合には、同居の居住が被相続人の許諾に基づきものであることからすると、遺産分割までは同居の相続人に建物全部の使用権を留て相続開始前と同様の態における範囲による使用を認めることが、被相続人及び同居の相続人の遺贈の意思に適合するといえるからである。」

4 共有物の分割

⑴ 共有物分割の意義

⑴ 分割の自由 民法249条以下に規定された共有は、目的を以てしたたえは組合のような団体の構成員が1つの物を共有しているというものではなく、たまたま被相続者が共有しているという性質のもので、いつでも、持分分割によりその関係から離脱できるとともに、共有物を分割して共有関係の解消を図ることができる」と解されている。民法256条はこのことを表現したもので、「各共有者は、いつでも(他の共有者に対して)共有物の分割を請求することができる」とされる。

■ 共有 4 169

⑴ 不分割の合意 分割は自由ではあるが、当事者間で「5年を超えない期間内には分割をしない旨」の契約をすることができる(民法256条1項但書)。そして、この不分割の合意は、更新できるが、その期間は、更新の時から5年を超えなければならない(民法256条2項)。なお、不分割の合意は特定承継人をも拘束する(民法254条)。共有物が不動産である場合、その登記をしておかないとその者に対抗できない(民法59条6号)。

⑵ 分割できない例 例外的に分割にできないものがある。相隣者の共有である境界線上に設けた境界標、圍欄、障壁、溝、堀については、分割を請求できない(民法257条、229条)。また、前述のように、組合所有(合有)についても清算前は分割を請求できない(民法67条2項)。

⑶ 共有物分割と遺産分割 共同相続人間での遺産の共有状態の解消については、遺産全体の価値を総合的に把握し共同相続人の具体的相続分に応じ民法906条以下所定の遺産分割という方法により、遺産全体についておこなうこととされている。したがって、遺産分割の協議ができないからといって、たとえば相続財産を構成する特定の不動産について、共同相続人の1人から他の共同相続人を相手に共有物分割訴訟をすることはゆるされない。もっとも、たとえば、遺産分割前に共同相続人ABCの1人Cが遺産を構成する特定不動産の共有持分権を第三者Dに譲渡した場合(かかる持分譲渡ができ、また他の相続人はその効力を主張することができないことについては民法909条但書参照)、当該不動産の一部が遺産として残り、残部が遺産から逸出し、共同相続人ABと第三者Dとの共有となる。この場合の第三者Dによる共有関係解消の請求については遺産分割審判は差別的ではなく、判例は、共有物分割の請求によるべきであるとし、当該不動産を第三者Dに対する持分譲渡と持分譲渡人Cを目的とする共同相続人ABに対する持分譲渡とに分割することを目的とするものと位置づけた(最判昭和50・11・7民集29巻10号1525頁)。そして、共同相続人に分与された部分は、なお共同相続人間での遺産分割の対象になるものとした。

※共有者の1人が死亡し、共有物について、遺産分割前の遺産共有の状態で共有持分(遺産共有持分)とその他の遺産の共有持分とが併存することになった場合も事情は同じであり、共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は、共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決により遺産